

平成30年第5回

北広島市教育委員会会議録

日時：平成30年4月17日（火）
16時00分～16時50分
場所：北広島クラッセホテル

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	教育長報告・・・・・・・・	1～3
日程第3	報告第1号 教育長の臨時代理に係る報告について【非公開】	3～4
	報告第2号 教育長の臨時代理に係る報告について【非公開】	4
	議案第1号 北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について【非公開】	4～5
	議案第2号 北広島市教育支援委員会委員の委嘱について【非公開】	5～6
	議案第3号 北広島市いじめ等問題対策委員会委員の委嘱について【非公開】	6～7
	議案第4号 北広島市奨学生選考委員会委員の委嘱について【非公開】	7
	議案第5号 北広島市青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について【非公開】	7～8
	議案第6号 北広島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について【非公開】	8
	議案第7号 北広島市立西部中学校区学校運営協議会委員の委嘱について【非公開】	9
	議案第8号 北広島市社会教育委員の委嘱について【非公開】	9
	議案第9号 北広島市芸術文化振興審議会委員の委嘱について【非公開】	10
	議案第10号 北広島市小学校給食運営委員会委員の委嘱について【非公開】	11
	議案第11号 北広島市中学校給食運営委員会委員の委嘱について【非公開】	11
	議案第12号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について	12
	議案第13号 平成30年度 北広島市奨学生選考の諮問について	13～15
日程第4	そ の 他	15
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・	15

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	千葉直樹
	教育委員 (教育長職務代理者)	松本 懿		教育部次長	佐藤直己
	教育委員	大山秀之		教育総務課長	下野直章
	教育委員	成田郁久美		学校教育課長	河合一
	教育委員	石上浩子		小中一貫教育課長	富田英禎
傍聴人	なし		社会教育課長	吉田智樹	
			文化課長	丸毛直樹	
			エコミュージアムセンター長	平澤 肇	
			学校給食センター長	須貝初穂	
			小中一貫教育課指導主事	岩田博明	
			社会教育課主査	大西 岳	
			教育総務課主事	遠藤 広人	
			記録員		

開会 16時00分

(議 事 の 経 過)

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、平成30年第5回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名委員の指名について

○吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、石上委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、報告第1号及び報告第2号、並びに議案第1号から議案第11号までの13件が教育委員会会議規則第16条第1号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 異議なしと認め、報告第1号から議案第11号につきましては、非公開といたします。

◎日程第2 教育長報告

○吉田教育長 日程第2、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告3点と、一般行政報告を教育部長から6点報告させていただきます。

まず始めに、中学校卒業生の進路についてであります。公立高校の合格発表が3月16日(金)にあり、通常学級卒業生(557名)のうち、約74%(413名)が公立高校に進学したほか、私立高校及び高等専門学校等を含め卒業生全体の約99%(552名)の生徒(中学生)の進学が決定しております。また中学校の特別支援学級の生徒13名につきましては、道立の特別支援学校等への進学が決定しております。

次に、市内小中学校の児童生徒数についてであります。4月1日現在で、小学校では新1年生が447名、中学校では新1年生が497名であります。平成30年度は、小学校が2,952名、中学校が1,678名(1,751名、73名減)、合計4,630名の児童生徒数でスタートしたところです。

次に、みらい塾の通級状況についてであります。平成30年3月末における通級者数は、生徒19名でありましたが、10名が卒業し、3月23日(金)に9名で閉級式を終えました。卒業生

10名につきましては、2名が全日制高校、1名が定時制高校、6名が通信制高校にそれぞれ進学を、1名が家事手伝いをしています。また、4月9日（月）には開級式を行い、7名が出席したところでもあります。

○千葉教育部長 続きまして、一般行政報告に入ります。

まず始めに、就学援助の状況についてであります。3月末までに小学生665名、中学生338名の申請がありました。支給決定の基準は、世帯の総収入額が平成25年8月時点の生活保護支給基準の1.3倍以下の者としており、4月11日付けで、小学生553名、中学生288名（認定率17.2%：H29は18.6%）を受給者に認定しております。児童生徒数が減少していること等から、平成29年度の同時期と比べ認定者数が少ない状況にありますが、4月に入ってから申請があるため、今後、認定者数は増えるものと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査の実施についてであります。4月17日（火）に、小学校6年生を対象に国語、算数、理科、中学校3年生を対象に国語、数学、理科の学力及び学習意欲や学習方法等に関する学習状況について調査を実施いたしました。実施に向けては、遺漏のないよう準備し、連絡体制を整え、本日調査を終えたところでもあります。なお、結果の公表方法等につきましては、各教育委員会の判断によることとされていることから、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、カナダ・サスカトゥーン市からの高校生の派遣受入についてであります。4月3日（火）から4月8日（日）まで、相互派遣交流を行っているカナダ・サスカトゥーン市から高校生20名、引率2名を受け入れました。受け入れにあたっては、北広島国際交流協議会がホストの募集をはじめ、受入事業を実施し、市長への表敬訪問、札幌八幡宮や中央公民館においてそば打ち等の日本文化の体験や歴史の学習、札幌日大高校の協力による学生交流など様々なプログラムを実施いたしました。この受け入れ事業を通し、高校生とホストの交流が生まれ、サスカトゥーン市と北広島市の友情の輪が広がったところでもあります。

次に、市内各地区の生涯学習振興会の総会についてであります。当市の生涯学習の推進役となっている生涯学習振興会の総会が、4月7日（土）に東部地区と大曲地区で、4月8日（日）に西の里地区で、4月14日（土）に西部地区で、それぞれ開催され、平成29年度の事業総括、平成30年度事業計画等の決定がされたところでもあります。特に西の里地区生涯学習振興会は、設立から10年が経過し、石狩管内教育実践奨励表彰を受賞し去る3月23日（金）に石狩教育局長から表彰状を授与され、4月8日（日）の総会において、改めて役員、会員の皆様の前で、伝達表彰を行ったところでもあります。

次に、きたひろしま30kmロードレース2018についてであります。本年度は6月24日（日）を開催日として、4月5日から参加者の募集を開始いたしました。本年度は、北海道日本ハムファイターズとの連携協定の一環で、新たに5kmのファイターズラン部門を設けるとともに、ファイターズラン終了後には北海道日本ハムファイターズSCO（スポーツ・コミュニティ・オフィサー）の稲葉篤紀氏とファイターズOBの稲田直人氏の解説によるファイターズ対楽天戦のパブリックビューイングを市総合体育館の屋外特設会場において開催することとしております。

ファイターズラン部門は定員300名としておりますが、すでに定員数に達し応募締め切りとなっているところです。5月18日の応募締め切りに向け参加総数も例年以上となる見込みとなっており、現在受け入れ体制の整備をはじめ開催に向けて準備を進めているところであります。

次に、教育委員会所管施設のオープンの時期についてであります。林間学園・レクリエーションの森及び史跡旧島松駅通所につきましては4月28日（土）、緑葉公園体育施設につきましては5月1日（火）、自然の森キャンプ場につきましては5月3日（木）にそれぞれオープンを迎えることから、安心して利用いただけるよう、準備を進めているところであります。

○吉田教育長 委員の皆さまから御質問等ございますか。

○松本委員 教育長報告の中で、みらい塾の通級状況についての報告がありました。関連する形で、この3年ほど、いわゆる不登校、ここは通った子、通えなかった子を含めての全体の数がどんな感じで推移しているかわかれば教えていただきたいと思います。

○吉田教育長 河合学校教育課長、お願いします。

○河合学校教育課長 みらい塾に通級している児童生徒についてですが、通級している児童は近年いない状況であり、通級しているのは全て中学生となっております。

市内全体の傾向としては、やはり一定程度不登校の児童生徒がおります。完全に学校に通えていない生徒ですとか、別室登校、例えば保健室に登校するなど部分的に登校している生徒がおり、その内の約半数程がみらい塾に通級している状況となっております。

○吉田教育長 不登校傾向の児童生徒のここ数年の総数がどれくらいかという話ですね。

○佐藤教育部次長 ここ数年は40名から50名程度で推移しています。

○吉田教育長 ここ3、4年で少し増えていると思います。以前は30名から40名程度でしたが、今は40名前後となっております。

○松本委員 この会議でも時々話題にしておりますが、やはり通って来れない子がどうなっているかということに関心があります。それから、4月始まる小中一貫の取組みの中でこの数がどうなっていくかということに非常に興味があり、成果を注視したいところです。以上です。

○吉田教育長 こうした動向もしっかり把握したほうがいいという御意見をいただきましたので、よろしくをお願いします。このほか、ご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

◎日程第3 ○報告第1号 教育長の臨時代理に係る報告について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

○報告第2号 教育長の臨時代理に係る報告について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

○議案第1号 北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

○議案第2号 北広島市教育支援委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

○議案第3号 北広島市いじめ等問題対策委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

○議案第4号 北広島市奨学生選考委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

○議案第5号 北広島市青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

○議案第6号 北広島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第7号 北広島市立西部中学校区学校運営協議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第8号 北広島市社会教育委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第9号 北広島市芸術文化振興審議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第10号 北広島市小学校給食運営委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第11号 北広島市中学校給食運営委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第12号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第12号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則についてであります。別紙のとおり規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの規則改正は、平成27年3月に学校教育法施行規則及び小・中学校学習指導要領等の一部改正が行われ、従来の「道徳の時間」が新たに「特別の教科 道徳」として位置づけられたことに伴い、平成30年度から教科となる小学校道徳科に対応した学習指導と学習評価を行うため、指導要録の様式を変更することを内容とするものであります。

なお、様式の変更にあたりましては、文部科学省が作成した指導要録の参考様式を踏まえたものとなっております。

規則の改正の内容であります。28ページをご覧ください。別記第9号様式（小学校児童指導要録）の様式2（指導に関する記録）において、右上に赤破線で枠囲みしている部分、「特別の教科 道徳」に係る各学年の「学習状況及び道徳性に係る成長の様子」を記述する欄を追加するものです。

次に、29ページをご覧ください。別記第9号様式の3（小学校児童指導要録 特別支援学級用）の様式2（指導に関する記録）において、上段に赤破線で枠囲みしている部分、「特別の教科 道徳」に係る各学年の「学習状況及び道徳性に係る成長の様子」を記述する欄を追加するものです。

なお、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第12号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第12号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第12号につきましては、原案どおり可決とします。

○議案第13号 平成30年度 北広島市奨学生選考の諮問について

○吉田教育長 続きまして、議案第13号、平成30年度 北広島市奨学生選考の諮問につきまして、説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 平成30年度の奨学生の選定にあたり、北広島市奨学金支給条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり北広島市奨学生選考委員会に諮問を行うため、教育委員会の議決を求めるものであります。

平成30年度の奨学生につきましては、113名の生徒から願書の提出がありました。奨学金については、予算の範囲内で支給することとなっていることから、奨学生選考委員会において、奨学生選考基準及び選考内規を参考に奨学生の選考について諮問するものであります。

以上が提案の内容であります。

なお、選考委員会は、4月26日に開催を予定しており、答申をいただいた後、教育委員会会議に奨学生の選定について、議案を提出したいと考えております。出願状況の詳細と、選考にあたっての奨学生選考基準及び選考内規につきまして、担当の河合学校教育課長からご説明いたします。

○河合学校教育課長 それでは、北広島市奨学生選考の諮問について、私の方からご説明いたします。まず、32ページをご覧ください。

平成30年度の出願状況についてであります。今年度は113人からの申請がありました。今年度出願の特徴としては、世帯別の内訳で、昨年度よりも、ひとり親世帯からの申請が16人増えております。

予算につきましては、これまでどおり90人の枠が確保されておりますので、113人の中から90人を選考するというを奨学生選考委員会に諮問することになります。

奨学生の選考にあたっては、学業成績に関する基準と世帯の収入基準の両方の基準を満たすことが条件になっておりますので、例えば、32ページの5番の成績別内訳の3.5以上の方は合計すると72人いますので、この方々が全て収入基準を満たしていれば、おそらく無条件で選考の対象となります。

残りの18人については、3.0以上3.5未満の20人の中から、収入状況などを勘案して選考することになりますが、仮に成績が良くても収入が高ければ非該当ということになりますし、逆に収入が低くても、成績が低ければ、これもやはり非該当ということも考えられますので、このような観点で奨学生選考委員会の中でご検討いただくこととなります。

北広島市の奨学生は33ページの「北広島市奨学生選考基準」及び34ページの「北広島市奨学生選考内規」に基づいた選考を行っておりますが、最終的な選考過程では「北広島市奨学生選考基準」及び「北広島市奨学生選考内規」の条件を満たす複数の申請者に対しては、35ページの奨学生加点方法に基づいた点数付けを行っております。今年度もこの方法に基づく順位により、奨学生選考委員会の中で選考をお願いしたいと考えております。

それでは、戻っていただいて33ページをご覧ください。「北広島市奨学生選考基準」は、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生がいる世帯のうち、北海道の公立高校生等奨学給付金の支給対象者の方は学費の支弁が困難ではないという理由から、平成27年度に5の(2)のウの規定を追加し、昨年度までの3年間、本市の奨学生選考の対象とならない取扱を運用していたところであります。

ここで本日お配りした「追加資料2」をご覧ください。上にあります5年間の推移が分かる表のとおり、これまでの北海道の公立高校生等奨学給付金では、子どもの数が多い世帯を手厚く支援するという国の方針に則り、第1子世帯は第2子以降世帯の3分の1以下の支給額に止まっておりますが、子どもの貧困対策の一環として、近年は第1子世帯の支給額が段階的に引き上げられてお

り、第2子以降世帯が本市奨学金の選考対象とならなかった場合、本市の奨学金と北海道の奨学給付金を両方受給できる第1子世帯の支給額が第2子以降世帯よりも多くなる逆転現象が昨年度から生じております。

次に、「追加資料1」をご覧ください。この資料は、平成27年度の選考基準改正に関する考え方を整理したものでありますが、平成27年度の選考基準改正の際には、文部科学省が実施している子供の学習費調査における学校教育費の合計から、本市の奨学金と北海道の奨学給付金を差し引いた負担額がプラスかマイナスか、という観点を取り入れておりましたが、子供の学習費調査の項目のうち、制服代が含まれる通学関係費は、入学時に係る費用という性質もあつたことから、学校教育費には含んでいなかったところですが、通学関係費は制服代の他、通学に必要な交通費も含まれることから、低所得世帯に対する支援を拡充することも重視し、さらに、追加資料1の考え方は平成24年度の子供の学習費調査の数値を参考に整理されたものであるため、公表されている最新版である平成28年度の調査数値を採用するなど、これまでの第2子以降世帯が本市奨学生選考対象とならない取扱を精査し、改めて奨学生選考基準の考え方を整理したところであり、

詳細につきましては、再び「追加資料2」をご覧ください。中ほどの表のとおり、文部科学省の子供の学習費調査における学校教育費に通学関係費を算入し、下の表にあります本市の奨学金と北海道の奨学給付金を合算した支給額を差し引いた結果、公立高等学校の第1子世帯及び第2子以降世帯ともに、なおも学校教育費の負担が一定程度残ることが明らかになりました。このことから、第2子以降の生徒で、北海道の公立高校生等奨学給付金の支給対象者についても、本市の奨学金との重複支給を認めることが妥当と考えられます。

ここで、「追加資料3」をご覧ください。「追加資料3」の「北広島市奨学生選考基準」の5の(2)のウを削除した、改正後の選考基準に則り、今年度以降の奨学生選考を奨学生選考委員会に諮問したいと考えているところであります。

一部の資料が当日配布となりましたことを深くお詫び申しあげ、私の説明を終わります。以上であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第13号、北広島市奨学生選考の諮問につきまして、質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第13号、北広島市奨学生選考の諮問につきましては、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第13号につきましては、原案どおり可決とします。

◎日程第4 その他

○吉田教育長 日程第4、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤教育部次長 次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

次回、平成30年第6回定例会であります、5月11日の金曜日、時間は午後3時から、市役所4階4D会議室で開催させていただきたいと思います。

以上でございます。

○吉田教育長 次回、第6回の定例会は、5月11日の金曜日、午後3時から、場所は、市役所4階4D会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第5回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

16時50分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

署 名 委 員
